

## 国内産麦の研究開発支援事業に係る公募要領

制定 令和4年4月6日 全米麦協第6号  
一般社団法人全国米麦改良協会

### 第1 総則

国内産麦の研究開発支援事業に係る公募の実施については、一般社団法人全国米麦改良協会（以下、「協会」という。）が、この要領に定めるものとします。

### 第2 目的

国内産麦で従来品種よりも加工適性に優れ、収量や品質の高位安定化、病虫害や穂発芽などに対する抵抗性の強い品種の開発・育成につながる研究開発を支援するための助成金（以下、「助成金」という。）を協会が交付し、国内産麦の生産振興及び安定供給を図り、我が国の食料自給率の着実な向上に資することを目的とします。

### 第3 事業の内容等

本事業の内容等については、国内産麦の研究開発支援事業実施要領（令和2年4月2日付け全米麦協第1号。以下「実施要領」という。）に定めるものとします。

### 第4 応募の要件

本事業に応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する者であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。
- 3 本事業全体及び交付された助成金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。
- 4 国内産麦の研究開発を行う研究グループ（コンソーシアム）であって、次の各号のいずれかに属する研究者を研究代表者とする場合に限るものとする。

- (1) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- (2) 公設農業研究機関
- (3) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構
- (4) その他協会の会長が承認した研究機関

#### 第5 助成対象経費の範囲

本事業の助成対象経費の範囲は、実施要領の別表に掲げるとおりとします。

#### 第6 助成金の交付対象期間

本事業における助成金の交付対象期間は、実施要領の第5条に定めるとおりとします。

#### 第7 助成金の交付限度額

本事業における助成金の交付限度額は、実施要領の第6条に掲げる金額とします。

#### 第8 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研究開発の内容及び研究開発に必要な経費を取りまとめ、実施要領に定める様式1号の国内産麦の研究開発支援事業実施計画書を協会に提出してください。なお、実施計画書の経費については、当該助成金に係る消費税及び地方消費税相当額を含めて整理してください。

#### 第9 申請書類の提出期限

申請書類の提出期限は、令和4年6月9日（木曜日）の午前中までとします。提出先は、以下のとおりです。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-29

一般社団法人全国米麦改良協会

メールアドレス : kenkyu@zenkokubeibaku.or.jp

## 第 10 申請書類の提出に当たっての注意事項

- 1 国内産麦の研究開発支援事業実施計画書の承認申請に当たっては、実施要領の様式 1 号及び同号の別紙 1 及び別紙 2 の様式に従って作成してください。
- 2 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は無効となりますので、この公募要領及び実施要領を熟読の上、注意して作成してください。
- 3 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。
- 4 申請書類の提出は、原則として配達記録が残る郵便書留（レターパックを含む）若しくは宅配便、又は電子メールとします。また、止むを得ない場合は持参することも可としますが、ファクシミリによる提出は受け付けません。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- 5 申請書類を電子メールにより提出する場合は、第 9 に記載のアドレスに件名を「R 4 研究開発支援事業の応募（申請者）」として送付して下さい。
- 6 提出後の申請書類については、原則として、資料の追加や差し替えは不可とし、採択・不採択にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。
- 7 提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

## 第 11 事業採択の決定及び助成金の交付決定

- 1 提出された申請書類については、書類確認、事前審査を行った後、協会が設置する外部専門家等で組織する審査委員会（以下「委員会」という。）において、申請者からのヒアリングを実施し、審査基準に基づく審査を行います。
- 2 協会の会長は、委員会の審査を踏まえ、事業採択を行うべきと認めたときは、実施要領に定める様式 2 号の国内産麦の研究開発支援事業採択決定通知書により申請者に通知します。なお、事業の採択が適当でないと認めた場合は、その旨を申請者に通知いたします。
- 3 事業採択決定の通知を受けた申請者（以下、助成事業者という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、実施要領に定める様式 3 号の国内産麦の研究開発助成金交付申請書を作成し、協会に提出していただき、必要な手

続きを経て、実施要領に定める様式4号の国内産麦の研究開発助成金交付決定通知書で正式決定されることとなります。

4 委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員には、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないという、秘密保持厳守を義務付けています。

5 本事業の採択決定にかかわる委員会の審査経過、審査結果等に関する問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

## 第12 事業内容の公表

助成金を交付決定した事業内容については、協会のホームページ、機関誌等で広報を行います。広報に当たっては、助成事業者及び共同研究者の所在地、代表者、電話番号、研究の目的・終了時達成目標、期待される効果、助成金額などを公表いたします。